

措置入院等の運用マニュアルについて

1 趣旨（概要）

平成 28 年 7 月に発生した相模原市の障害者支援施設における障がい者殺傷事件を踏まえ、厚労省は、自治体において措置入院の運用等が適切に行われるよう「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を取りまとめ、平成 30 年 3 月に発出。

これを踏まえ、道では、令和 2 年 3 月に「措置入院者の退院後支援に関する運用マニュアル」を策定しており、今後、措置入院に関する運用マニュアルを策定する。

2 ガイドラインと現行の取扱いの対比

区分	ガイドライン	現行取扱い	対応方針
措置入院	事前調査は可能な限り複数名の職員で実施 専門職による対応	道における統一した運用等なし	検討会議を設置し、ガイドラインに沿った運用マニュアルを検討
	自治体、医療・福祉関係者、警察、消防機関等の地域関係者による「協議の場」での協議	ガイドラインが求める協議の場は未設置	ガイドラインに沿った「協議の場」の設置を検討
退院後支援	支援を行う必要があると認められた者で同意が得られた者に対して退院後の支援計画を作成	保健所の保健師による相談支援 ケア会議等において退院後の支援方策の協議	現行では支援計画は作成していないので、マニュアルを作成の上、ガイドラインに沿った支援計画の作成を進める

3 現状

(1) 措置入院の運用マニュアル

各保健所の実態を踏まえマニュアルを検討することとし、検討会議構成員をメンバーとするワーキンググループで検討した調査表に基づき、各保健所における警察官通報の実態調査を実施し、現在、調査結果の分析を行っている。

(2) 措置入院者の退院後支援に関する運用マニュアル

ワーキンググループでの検討を基に、検討会議（書面会議）の意見を踏まえて令和 2 年 3 月にマニュアルを策定（別添のとおり）。

(3) 今後のスケジュール

	措置入院マニュアル	退院後支援マニュアル
6 月以降	警察官通報実態調査取りまとめ WG 開催 検討会議開催 措置入院マニュアル決定	保健所向け説明会開催